

平成 2 2 年 度

予 算 編 成 方 針

倉敷市企画財政局企画財政部財政課

各 局 ・ 部 長 様

(主 管 課 経 由)

企画財政局長 平 沢 克 俊

平成22年度予算編成方針について（通達）

1 経済及び国の動向

日本経済の基調判断について、内閣府が発表した10月の月例経済報告では、「景気は、持ち直してきているが、自律性に乏しく、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にある」、先行きについては、「当面、雇用情勢が悪化傾向で推移するものの、海外経済の改善などを背景に、景気の持ち直し傾向が続くことが期待される。一方、雇用情勢の一層の悪化や海外景気の下振れ懸念、金融資本市場の変動の影響など、景気を下押しするリスクが存在することに留意する必要がある」と、景気の動向に対する強い懸念を表明しています。

また、日本銀行が発表した10月の地域経済報告では、景気は引き続き地域差は残るものの、全体として持ち直しの動きがみられるとされています。

こうした状況のもと、本年8月の衆議院議員総選挙において、政権が交代し、新内閣総理大臣の記者会見では「子ども手当やガソリン税などの暫定税率の廃止など家計を刺激する政策を真っ先に行う」との表明があり、平成21年度補正予算の一部凍結や、平成22年度予算概算要求の抜本的な見直しなど、新政権が掲げたマニフェスト（政権公約）には、現行の制度を大きく転換する施策が数多く含まれております。現時点では、こうした施策を実施することに伴う事務作業や事務経費の負担を含め、現段階では詳細が示されておらず不透明な部分もありますが、暫定税率の廃止や公共事業の削減などが実施された場合には、本市の財政運営への影響が懸念されます。

2 本市の財政見通しと予算編成の方針

先般公表した中期財政試算では、中期財政収支（その１）に示すとおり、平成２２年度から２４年度までの３ヵ年で約５４億円（平成２２年度は約２１億円）の収支不足が生じる見込みとなっています。

そのため、今回の試算においても、収支不足を解消するための対応策として、行財政改革の推進や建設事業費等の年度間調整などによる歳出の抑制や臨時的な歳入対策を行い、また、台風災害などによる緊急・臨時的な財政支出に対応可能な財政調整基金の一定額を確保し、安定的な財政運営を実施するために中期財政収支（その２）を作成しています。しかし、この試算においても、平成２２年度及び平成２３年度の２ヵ年で約３１億円（平成２２年度は約２０億円）の収支不足が生じる見込みとなっており、厳しい状況に変わりはありません。

本市では、平成１９年度から各部局が事業の優先順位を考え、限られた財源の中で市民サービスを効果的に行い、事業の「選択」と「集中」を積極的に進めるため「枠配分予算」に取り組んできました。

しかし、実施後３年が経過する中で、社会状況の変化などにより、各部局の配分枠の見直しが必要な時期に来ていると考えられます。このことから、平成２２年度においては部局事業経費についてもゼロベースからの事業査定を行うこととしています。

また、既存施設の延命化・長寿命化をより一層強く推進していくため、昨年度に引き続き「単独公共事業・維持補修経費」で、施設の計画的なメンテナンスに取り組むこととします。

各部署におきましては、国・県等の情報の的確な把握に努めるとともに、限られた財源の中で、「無駄を省く」こと、「投資対効果を考える」ことを念頭に、市民サービスを効果的に行うため、事務事業の選別化・重点化に積極的に取り組み、より一層の効果的・効率的な行財政運営を目指すことを求めます。

(1) 平成２２年度当初予算編成の主な変更点

- ・部局事業経費についても査定を実施することとする。

(2) 要求について

①重点事業経費

- ・倉敷市第五次総合計画後期基本計画に掲げられた施策のうち重点分野に属する事業、市長公約関連事業及びまちづくり交付金・合併特例債事業など都市・生活基盤等整備事業の中で、平成２２年度に市として重点的に取り組む事業とする。
- ・市長公約関連事業については、「市長公約への取り組み状況」を踏まえ要求すること。

②義務的経費（別表に定めるもの）

・予算編成要領に基づいて適切な要求を行うこと。

③単独公共事業・維持補修経費（農林水産業費，土木費，教育費のシーリング対象事業，施設の維持補修経費のうち別途指定するもの）

・シーリング対象事業，維持補修経費ごとに，財政課が提示した額を上限として要求を行うこと。

④部局事業経費

・効率的な予算編成を行うため，過去の実績等に基づき過大な要求とならないよう各部局で十分精査のうえ，平成21年度当初予算額をベースに要求を行うこと。

(3) 予算要求書の提出期限

重点事業経費	平成21年11月20日
義務的必要経費	平成21年11月 6日
単独公共事業・維持補修経費	平成21年11月 6日
部局事業経費	平成21年11月20日

3 予算編成の基本的事項

（総括的事項）

(1) 予算要求にあたっては，年間を通じて予想される全ての歳入，歳出を要求すること。

（総合計画）

(2) 事業計画にあたっては，倉敷市第五次総合計画後期基本計画を基本として，事業の優先度，重要性，効果などを十分に検討すること。

（事務事業評価）

(3) 事務事業評価を活用し，積極的に事業の見直しを図るなど，限られた財源の中，最少の経費で最大の効果が得られるように努めること。

（財源の確保）

(4) 歳入の確保ができてはじめて歳出が可能となることを再認識し，積極的に財源の確保を図ること。特に，各種収入の未収金については，目標額の設定や整理計画など，あらゆる手段を講じて収納率の向上に努めること。また，使用料や手数料については，住民負担の公平性や受益者負担の原則を基本に，その見直しについて検討すること。

（国・県補助）

(5) 国・県補助事業については，国・県の予算編成の動向や制度改正等を十分に見極めながら，有効かつ適正な活用を図ること。ただし，補助事業といえども安易に対応することな

く、その必要性・事業効果・超過負担の状況等を十分に検討すること。また、補助金の廃止や縮小が行われた場合は、原則として事業そのものも合わせて廃止、縮小すること。

なお、新政権のマニフェスト（政権公約）による制度改正があるものについては情報を収集し十分に留意すること。

（市債）

- (6) 市債については、平成20年度～平成23年度までの4年間で負債総額200億円削減を目標に抑制することとしているが、地方交付税措置等財政支援が講じられるものについては、有効な活用を図ること。

（重点事業経費）

- (7) 重点事業経費は、下記の項目に該当する事業の中で、平成22年度に市として重点的に取り組むものとし、具体的な事業については、予算編成過程の中で決定する。

(ア) 倉敷市第五次総合計画後期基本計画に掲げる施策のうち、以下の重点分野に属する事業

- ① 学校教育の充実を図る
- ② 社会全体で子どもたちを守り育てる環境を整備する
- ③ 高齢者が地域で安心して生活できるよう支援する
- ④ 楽しく子育てができるよう支援する
- ⑤ 子育てと仕事が両立できるよう支援する
- ⑥ 地球環境への負荷を少なくし安心して生活できる環境を実現する
- ⑦ 農水産業の活性化を図る
- ⑧ 商業・サービス業の活性化を図る

(イ) 市長公約関連事業

(ウ) まちづくり交付金・合併特例債事業など都市・生活基盤等整備事業

（義務的経費）

- (8) 義務的経費については、別表に掲げる経費とする。

（単独公共事業・維持補修経費）

- (9) 単独公共事業・維持補修経費については、次に掲げる事業・経費とし、要求の上限を設ける。

(ア) 単独公共事業

- ・農林水産業費（農業施設新設改良事業）
- ・土木費（道路新設改良費，橋りょう費，河川新設改良費，街路事業費，公園整備費）
- ・教育費（学校全校・園対象事業）

のうちシーリング対象事業については財政課が別途提示する額を上限とする。

(イ) 維持補修経費

・庁舎、保育所、文化・スポーツ施設、斎場、清掃施設、農業施設、公園、道路、公営住宅、生涯学習施設、学校・園にかかる維持補修経費については財政課が別途提示する額を上限とする。

施設の延命化によるライフサイクルコスト縮減や、安全性確保等の観点から、各施設の状況に応じ適切な維持補修を行うこと。

(部局事業経費)

(10) 部局事業経費については、重点事業経費、単独公共事業・維持補修経費及び義務的・必要経費以外の経費とし、平成20年度の決算内容の分析を行い、真に必要最小限の経費を各部局内で精査のうえ、平成21年度当初予算の額をベースに要求すること。

また、事業費の算定にあたっては、充当財源がある場合は必ず見込むこと。

新たに財源の確保の見通しが無い限り、補正予算の要求は原則として認めない方針であるので、注意すること。

(支所の予算要求)

(11) 支所機能の充実を図るため、児島、玉島並びに水島支所の総務課、産業課、建設課等の予算要求については、要求をする場合には、支所内で調整を行うとともに、要求事業名を事前に財政課へ連絡し、所管の本庁各部局の長とも十分協議、調整を行うこと。

(補助金等)

(12) 補助金については、実績報告書などにに基づき成果を検証し、個々の補助金の必要性、効果、緊急性などの検討を行ない、社会・経済情勢の変化により実情にそぐわなくなったものなどについては、積極的に見直しを行うこと。今年度実施する補助金検討委員会の検証結果により縮小・廃止となった事業については予算編成過程において反映させることとする。

(行財政改革)

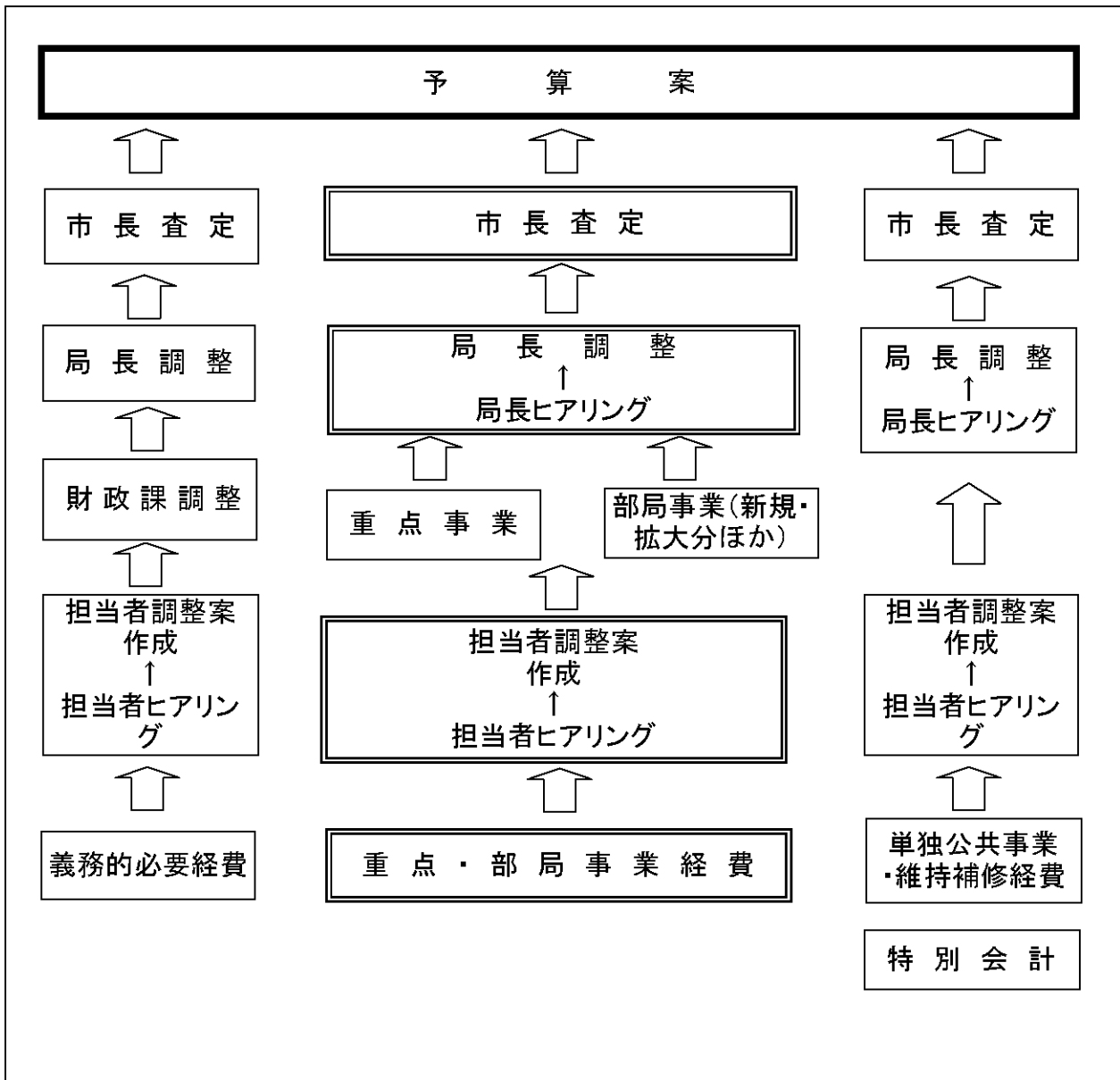
(13) 「倉敷市第五次総合計画後期基本計画【行財政改革編】実施計画」に基づき、効果的・効率的な行政運営や民間委託の推進、未利用地の有効活用や各種収入金の収納率の向上による財源確保など、さらなる行財政改革の実施に努めること。

(特別会計・企業会計等)

(14) 特別会計、企業会計については、独立採算の原則に則り、一般会計からの経費負担区分の適正な運用に努め、業務運営の一層の合理化及び健全化を図ること。また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、特別会計、企業会計はもとより、一部事務組合や外郭団体を含めた財政状況の報告等が求められていることを十分に踏まえ、本市の予算編成方針を徹底するとともに、提出された要求内容を各部署で必ず精査して要求すること。

以上のことを理解のうえ、職員一人ひとりが本市の厳しい財政状況を十分認識し「平成22年度予算編成要領」に基づき的確な予算要求を行うよう、命により通達します。

予算編成(調整・査定)の流れ図



別表2 義務的必要経費

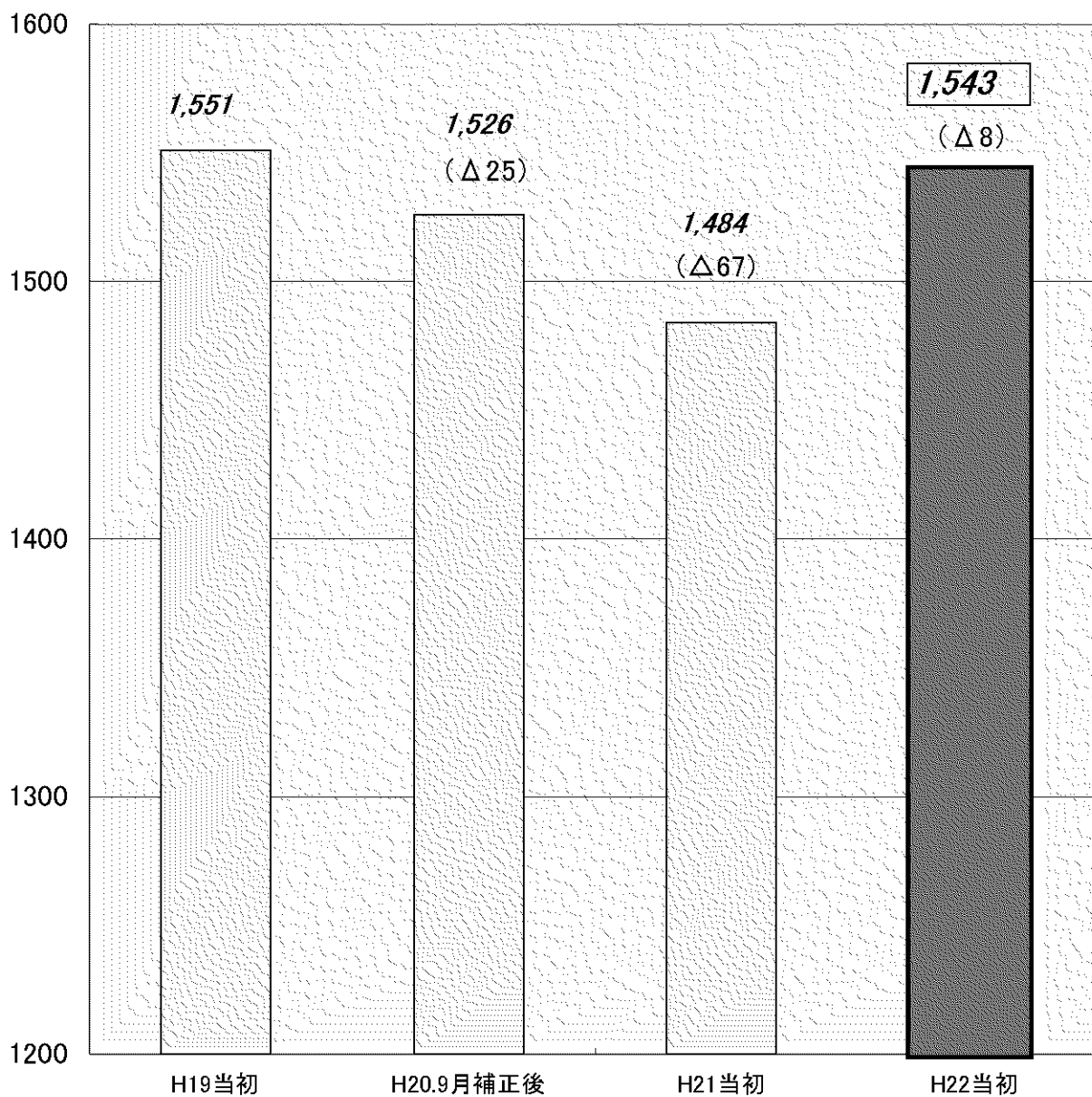
1 一般会計

費目等	項目
(節) 報酬	報酬（各種委員会・審議会等委員報酬は除く。非常勤職員等報酬は人事課，一般廃棄物対策課，教育総務課，市民学習センター要求分に限る。）
(節) 給料	給料
(節) 職員手当等	職員手当等
(節) 共済費	共済費(上記報酬，給料にかかるもの)
(節) 恩給及び退職年金	恩給及び退職年金
(節) 扶助費	扶助費(国・県補助事業及び一般財源化分)
(款) 公債費	
(節) 委託料	平成22年度から実施する民間委託を推進するための経費
(節) 負担金補助及び交付金	県工事負担金，一部事務組合等への負担金，利子等補給金
(節) 貸付金	
(節) 補償補填及び賠償金	損害賠償金，公社等償還に対するもの
(節) 償還金利子及び割引料	
(節) 積立金	
(節) 公課費	
(節) 繰出金	特別会計・企業会計への繰出金
(項) 選挙費	土地改良区総代選挙費(上原井領)
(款) 災害復旧費	
(款) 予備費	
債務負担行為によるもの	事務機器等借上料を除く。ただし，情報政策課及び教育総務課(情報学習センター分)のコンピュータ等機器借上料は義務的必要経費とする。

2 特別会計（特別会計は，義務的必要経費とする。）

中期財政収支(その2)における 予算総額の試算額(一般会計)

(億円)



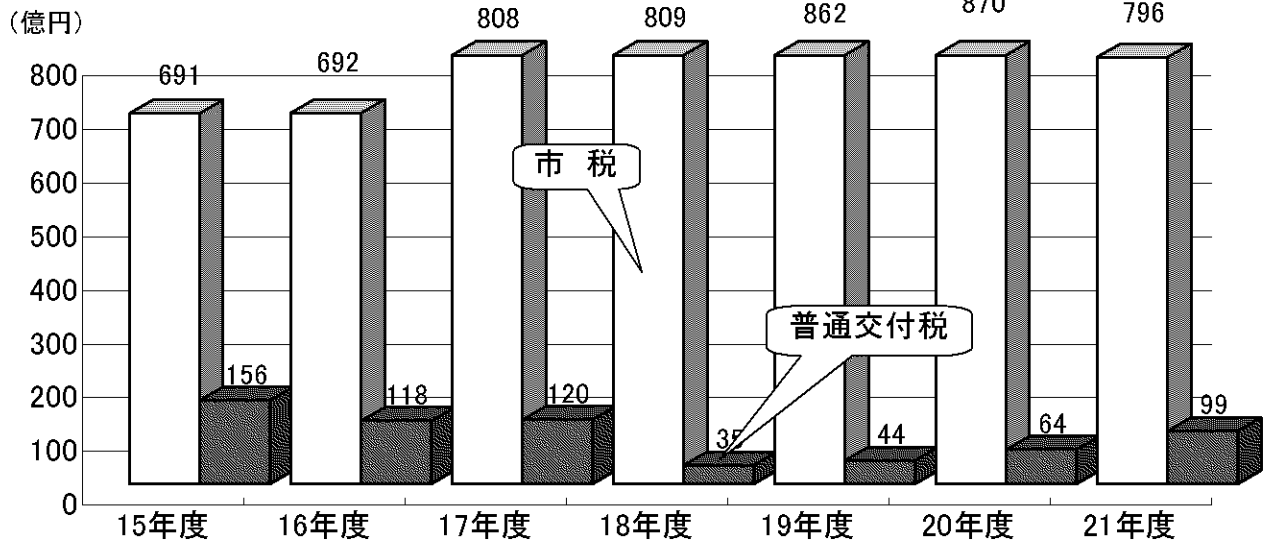
※平成19年度当初予算額を基準とする

(単位: 億円)

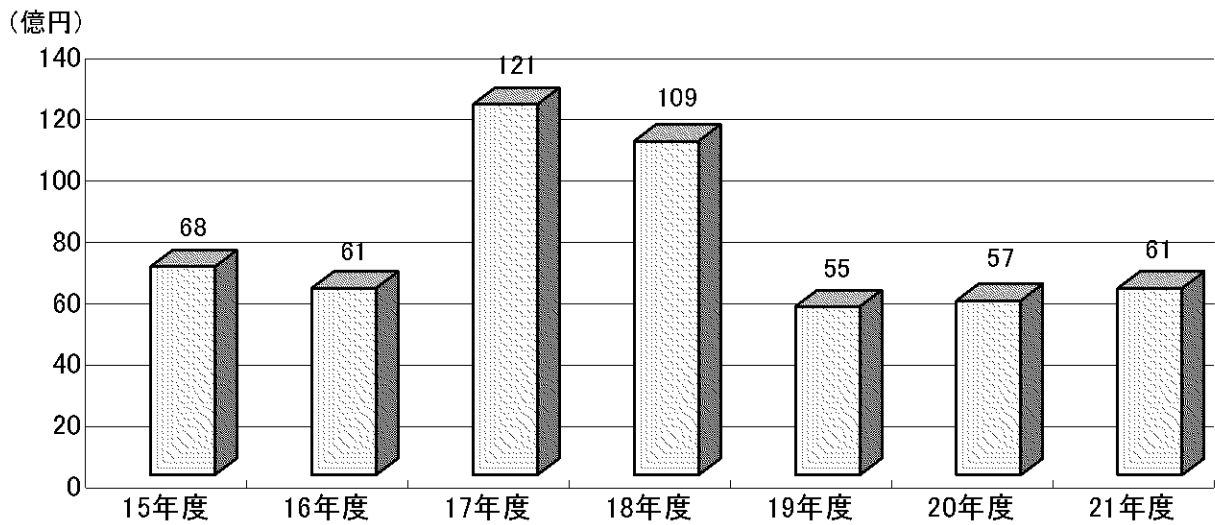
	H19	H19	H20.9月補正後	H21	H22	削減累計額
予算額		1,551	1,526	1,484	1,543	
削減額			Δ 25	Δ 67	Δ 8	Δ 100

(チボリジャパン社貸付金を除く H19:31億円, H20:24億円)

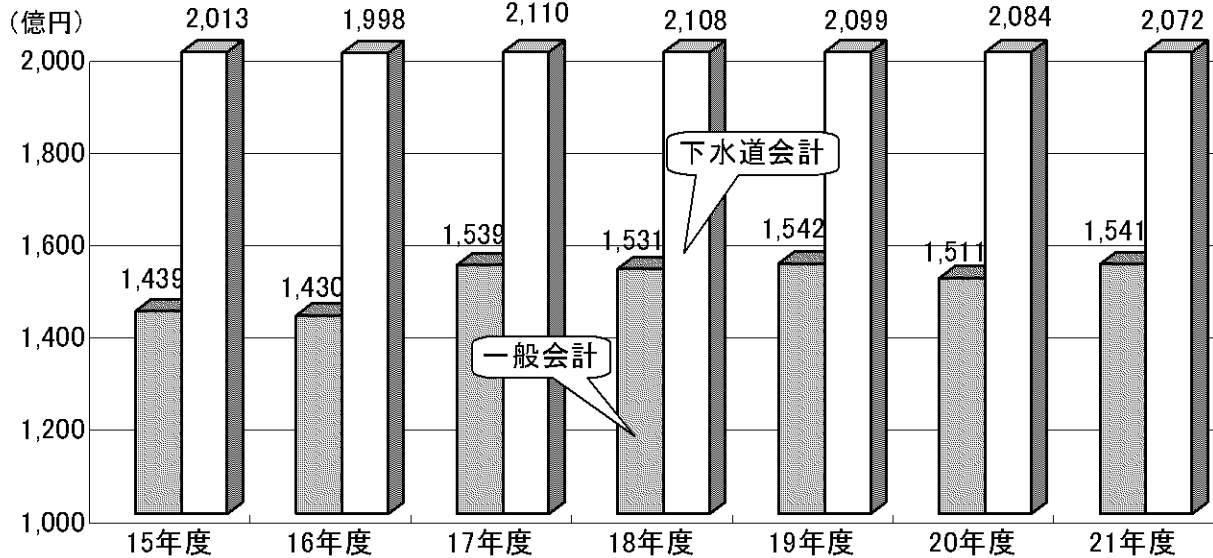
市税及び普通交付税の推移



財政調整基金の残高

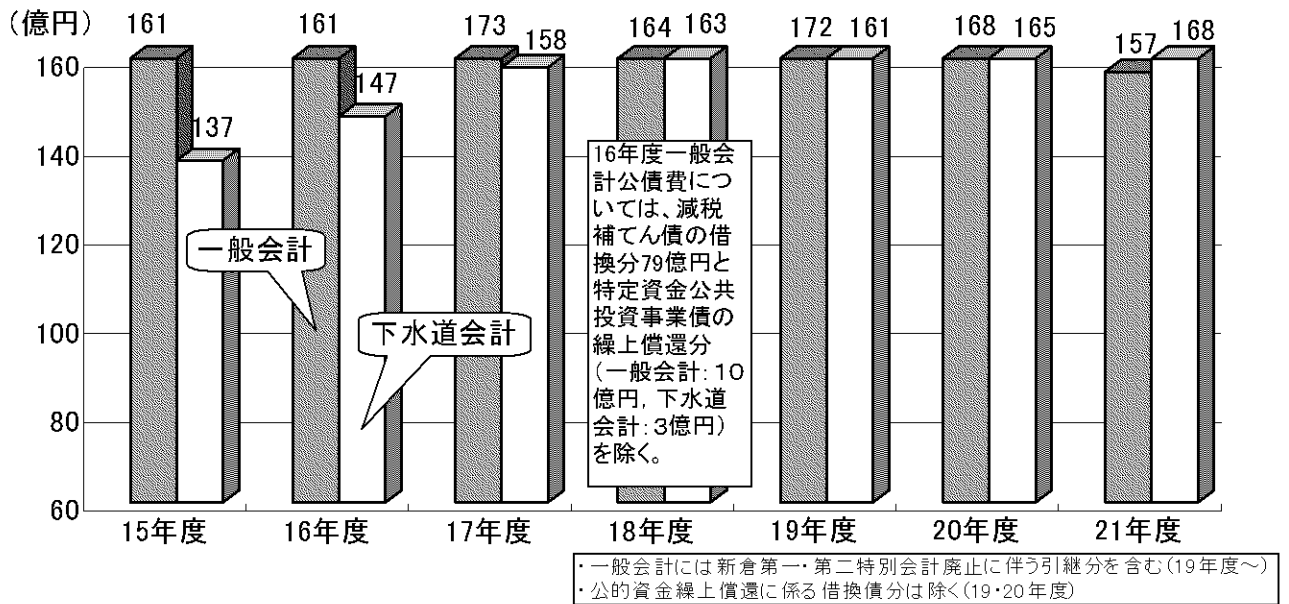


市債の残高

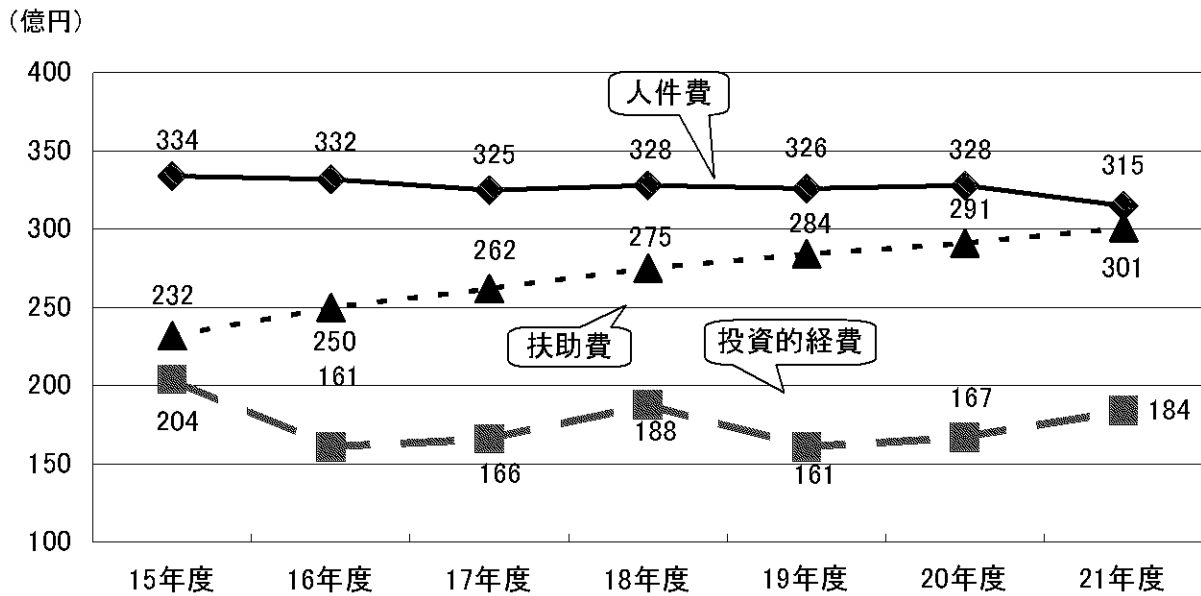


・一般会計には新倉第一・第二特別会計廃止に伴う引継分を含む(19年度～)
 ・公的資金繰上償還に係る借換債分は除く(19・20年度)

公債費の推移



歳出のうち主なもの



財政指標の推移

